

エステの勧誘を断れずに高額なプランを契約してしまったが、クーリング・オフしたい



脱毛に興味があり無料カウンセリングを行っているエステ店舗へ行った。安い脱毛のコースがあれば契約してもいいと思っていたが、店の勧誘により130万円（契約期間1年間）、18回コースの高いコースを契約してしまった。推奨商品として施術の際に使用するスキンローションの購入についても勧誘を受けたが、持っているスキンローションがあるので必要ないと断った。それでもデリケートゾーンにはこの商品がいいと勧められスキンローション6本の購入契約も承諾した。

支払は個別クレジットにより36回払いとなった。この日、店に行った時間は夕方5時頃で勧誘は夜9時過ぎまで続き、後半の話の内容はよく覚えていない。契約を解約したいが、どうすれば良いか。



アドバイス

このケースでは、特定商取引法上の「特定継続的役務提供」のエステティックに該当する可能性があります。事業者は契約を行う場合、記載しなくてはならない事項を全て含んだ書面の交付を行う必要があります。

書面の交付から8日間以内であれば、クーリング・オフが可能であり、無条件で契約の解除を行うことができます。また、「推奨商品」として購入したスキンローションも、購入しないと施術を受けられないものとして販売されていた場合には、「**関連商品**」として**クーリング・オフできる可能性があります**。勧誘においてどのような説明があったのか、もう一度整理してみましょう。さらに、**長時間勧誘を続けるなど、迷惑を覚えるような方法で勧誘を行うことは、行政処分の対象とされています。**

また、**エステティックのように長期的な契約を結ぶ場合には、契約総額と自身の経済状況を考慮して契約を検討することが大切です。**

まずは、事業者から交付された書面の確認を行い、クーリング・オフの規定について確認してみましょう。交渉が不安な場合には、地方公共団体が設置する消費生活センターへの相談もご検討ください。